

倉敷市立葦高小学校 いじめ問題対策基本方針 ～来るのが楽しい学校にするために～

いじめに関する現状と課題

- 葦高小学校では、どの学年でも互いのコミュニケーション力不足に起因してのトラブルが起こっており、その原因として些細なことを自分たちで解決できないこと、相手を挑発する行為を行うこと、相手を侮辱することなどが挙げられる。
- 現在学級担任を中心に学年団で情報共有と行動連携を行い、必要に応じて生徒指導部や管理職と連携していじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより一層推進するためには、全校による横断的な行動連携と、早期発見と対処のための職員研修の一層の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめ問題に関して特に重要なことは、いじめの未然防止と早期解消への取組を学校全体で総合的・継続的に行うことであり、学校教育活動全体でより望ましい人間関係作りや社会性の育成、規範意識の醸成に取り組むとともに、児童同士や担任等教職員との温かい信頼関係に支えられ「来るのが楽しい学校」とすべての児童が感じる学校環境を構築することである。
- 児童一人ひとりの状況について関わる教職員が情報共有しながら、児童と保護者の思いに寄り添った温かい対応を行うことを不断に目指し、悩みや不安、不満足感等児童の心の様子を素早く的確に感じることのできるようアンテナを高くすることを常に意識する教職員集団を組織する。
(重点となる取組)
 - 生徒指導、教育相談及び情報モラル等の職員研修を計画的に行い、教職員の資質を向上する。(人権意識をはぐくむこと：教職員も児童も)
 - 学年団や分掌ごとの情報交換を頻繁に行い、時機を失わず素早く声掛けをしたり相談に乗ったりする。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>(連携の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針をホームページ等で公開するとともに、PTA総会等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。また、学級懇談やPTA研修会等の機会を捉えていじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、学校の取組の充実・改善に生かす。 学校評議員会の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の以来を行い、いじめの早期発見に努める。 学校便りやPTA会報等に、いじめ問題の各種相談窓口や学校の教育相談窓口の紹介を掲載したり、適宜文書を配付したりして、活用を促す。 	<p style="text-align: center;">いじめ対策委員会</p> <p>(いじめ対策委員会の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 いじめ対策委員会の開催時期) <ul style="list-style-type: none"> 定期的開催(学期ごとに行う。場合により外部委員の参加あり。) いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達 直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は、職員朝礼等で早急に伝達 いじめ対策委員会の構成メンバー) <ul style="list-style-type: none"> 校外 <ul style="list-style-type: none"> カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長。 校内 <ul style="list-style-type: none"> 校長・副校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・関係学年 <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p>(連携機関名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会・市教育委員会 <p>(連携の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(S S W 等)の派遣 <p>(学校側の窓口)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教頭 <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(連携機関名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 倉敷警察署 <p>(連携の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非行防止教室の実施 定期的な情報交換、連絡会議の開催 <p>(学校側の窓口)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教頭

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社や警察署等に講師を依頼し、児童のネットモラルに関する指導上の留意点についての研修会を行う。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 普段の授業や行事等で、児童が活躍する機会を保障し、充実感を味わうことのできる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ネット上のいじめを防止するために、各学年に応じた情報モラルに関する授業を行い、情報機器の利便性と弊害について学習し、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けることができるようにする。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談担当の教職員を児童に周知し、全職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細やかな指導を心掛け、児童が相談しやすい体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の気になる変化や行為があった場合に職員朝礼・終礼等で早急に情報共有できる体制をつくる。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを作成・配付し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときには、速やかにいじめの事実の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた児童への対応・支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先し、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。